

27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります 幼稚園・保育園・認定こども園の 利用手続きが変わります



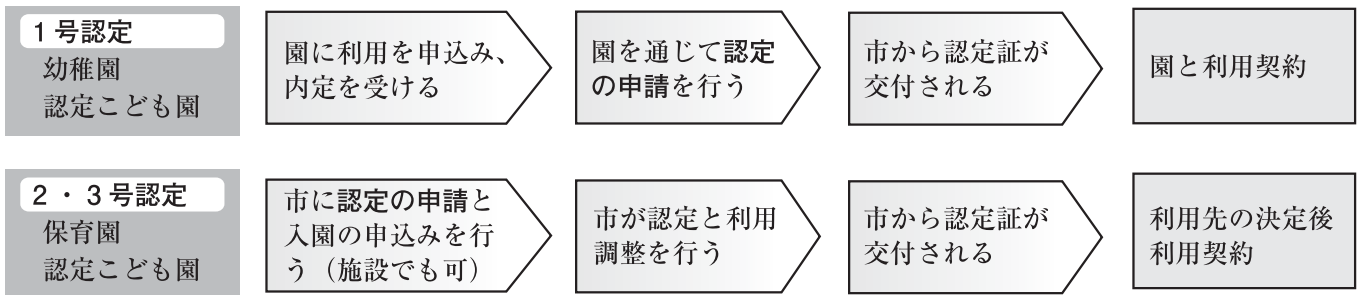
新制度に移行する幼稚園・保育園・認定こども園

■施設を利用するための認定が必要になります。

- ・おさんが施設を利用する前に、市から右表の区分による認定を受けてください。認定申請の開始時期は、決まり次第、市のHPなどでお知らせします。
- ・2・3号認定を受けるには、保護者が働いているなどの条件が必要となるほか、就労時間に応じて利用できる時間が保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分かれます。
- ・就労していても1号認定を受けて、幼稚園や認定こども園、預かり保育を利用できます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で学校教育を受けるお子さん	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とするお子さん	保育園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とするお子さん	認定こども園

■利用手続きの流れ



- ・現在おさんが施設を利用し、来年度も継続して利用する場合も認定が必要です。
- ・保育園の利用については市との契約になります。

■利用者負担(保育料)は、世帯の所得に応じた支払が基本となります。

- ・新制度での保育料は、現行の負担水準や世帯の所得、その他の事情を勘案して国が定める水準を上限に市が定めます。
- ・2・3号認定(保育を必要とするお子さん)の保育料は、保育標準時間利用と保育短時間利用に分けた設定となります。
- ・市が定める保育料については現在検討中です。決まり次第、市のHPなどでお知らせします。

新制度に移行しない幼稚園(今までどおりです。)

- ・利用する園が新制度に移行しない場合は、施設を利用するための認定を受ける必要はありません。
- ・保育料等は、今までどおり園が定め、幼稚園就園奨励費補助金についても交付する予定です。

お問合せ

私立幼稚園について 子ども企画課私学担当 ☎21-3288
 保育園について ☞ 保育園運営担当 ☎21-3270
 認定こども園について ☞ 保育サービス担当 ☎21-3059
 新制度について ☞ 新制度担当 ☎21-3284

市立幼稚園について 学務課 ☎21-3554
 ※ または各園に関することは最寄りの幼稚園・保育園・認定こども園にお問合せください。